

# 県単共済制度 電子申請システム説明会 補足資料【Q&A】

---

2023年1月12日,13日

# 目次

---

1. はじめに
2. 申請の電子化
3. 通知書類の電子化
4. 口座振替の導入
5. 福祉医療機構と源泉徴収票について

# 1. はじめに

---

本資料は『県単共済制度電子申請システム説明会』開催に伴う、説明内容の補足についてQ&A形式にて記載した資料になります。

別資料である『県単共済制度電子申請システム説明会・説明資料』と併せてご参照ください。

※本資料に記載のない質問事項、またその他質問事項については当日質疑応答時間に質問いただくか、別途質問投稿フォームに投稿してください。

【質問用URL】 <https://logoform.jp/form/8abq/204070>

(QRコードからアクセスも可能です) →



## 2. 申請の電子化

---

○電子申請の内容は書面申請と異なりますか？

⇒申請内容は基本的に書面申請と同一となっています

⇒入力内容の詳細や計算方法についても相違ありませんので、これまでの事務運用や事務マニュアルを参照してください。

※電子申請システムに対応した新版のマニュアルを令和4年度中に作成し、送付する予定です。

○申請に係る添付書類をデータで送ることができません

⇒添付書類はスキャンや撮影をしたデータを添付して提出して頂く方式になってはいますが、設備等の問題で難しい場合は郵送での提出も受け付けます。

⇒受付番号が記載された申請画面を印刷し、添付書類を同封して郵送してください。

⇒但し、原則として電子申請での提出をお願いしておりますので、郵送でお送りした場合はデータで提出した場合より処理が遅れる可能性がありますのでご了承ください。

## 2. 申請の電子化

---

○申請を間違えた場合はどうしたらいいですか？

⇒一度申請した内容は法人側からは取り消せません。間違えた申請を取り消したい場合は**必ず受付番号をご用意の上**、共済担当までご連絡ください。その後、再度申請を行ってください。

○書面申請の時は提出した書類に不備があった場合には電話で確認や修正の連絡を行っていましたが、電子申請の場合はどうなりますか？

⇒基本的にはこれまでと同様です。申請された内容を県社協にてチェックした際に不備等が見つかった場合はご連絡し、内容の確認や修正方法のご案内を行います。内容に応じてその場で確認し修正を行う、再申請を行って頂く等します。

※ただし、添付書類に不備があった場合については、**添付書類専用の『追加・再提出フォーム』を設置します**ので、データで再提出を希望する場合はそちらをご活用ください。

# 3. 通知書類の電子化

---

○今までは退職者本人宛にも書類が送られていたようですが、電子化された際にそれら個人宛の書類はどうなりますか？

⇒**今後は法人から退職者宛に郵送して頂きますようお願いいたします。**

⇒退職者宛にお送りしていた書類は

『退職手当支払資金決定通知書(写)』『源泉徴収票(写)』『給付金支給決定通知書』

の3点になります。この内、写しの2点についてはあくまでも確認書類としてお送りしていた物ですので今後は送付を終了させていただきます。

『給付金支給決定通知書』については基本的に法人宛に郵送しており、法人から本人宛に配布を依頼しておりますが、退職者の書類については県社協から本人宛に郵送しておりました。

今後は該当の書類についても退職者宛に郵送をお願いいたします。

# 3. 通知書類の電子化

---

○投稿された通知書類はいつまでダウンロードできますか？

⇒ダウンロード期限は『投稿された日から一ヶ月』です。一ヶ月が経過すると、ダウンロードができなくなりますので、投稿された事を確認しましたらお早めにダウンロードをお願いします。

○施設毎に書類をダウンロードしたいのですがどうすればいいですか？

⇒投稿される書類は『法人一括』で作成されています。

⇒施設毎に書類をダウンロードしたい場合は、お手数ですがダウンロードを行った後に必要な施設の分だけ印刷するなどして使用してください。

## 4. 口座振替の導入

---

○引落し予定の金額はいつわかりますか？

⇒引落し予定月の初旬(概ね第1週中を予定)に通知します。

⇒配布サイトに帳票形式で投稿しますのでご注意ください。

○登録している引落し用口座を変更したい場合はどうすればいいですか？

⇒共済担当までご連絡ください。金融機関に届け出ている情報を変更する必要がありますので、次回の引落日までに変更が間に合わない可能性があります。変更が必要な際はお早めにご連絡ください。

○現在施設毎に掛金の納付を行っていますが、法人一括に纏めたいです。可能ですか？

⇒納付単位の変更については現在システム側の対応方法を検討中です。

⇒初回の引落し予定(令和5年7月)の時点では変更ができませんのでご容赦ください。今後対応可否が決まり次第通知を行いますのでご了承ください。



# 5. 福祉医療機構と源泉徴収票について

---

○源泉徴収票が県社協から発行されるのはいつまでですか？

⇒令和5年1月支払分(1/27予定)の退職者までは源泉徴収票を県社協から代理発行致します。

⇒令和5年2月以降支払分については、法人にて作成をお願い致します。

○源泉徴収票の作成以外で、法人側が追加の税務処理等をする必要がありますか？

⇒退職金に関する税務処理は福祉医療機構が一括して行っていますので、法人側で源泉徴収票の作成以外に税務処理等を行う必要は基本的にありません。

※支払内容に対して調査等が入った場合に必要となる可能性がありますので、作成した源泉徴収票については写しやデータ等を必ず保管しておくようにしてください。また、退職者にも写しを送付するなどしてください。

**【追記】**源泉徴収票の写しの送付は必ずしも必要な物ではありません。記載内容(住所等)について相違がないことを本人が確認するためにこれまで送付していた物になりますので、法人退職者間で確認が取れていれば特段の送付は必要ありません。

# 5. 福祉医療機構と源泉徴収票について

---

○源泉徴収票の様式がわかりません

⇒国税庁発行の様式を使用します。国税庁のHPからダウンロードして使用してください。

参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100052.htm>

(国税庁HP:[手続名]退職所得の源泉徴収票(同合計表))

○源泉徴収票の書き方がわかりません

⇒国税庁にて様式と記入方法の案内を行っています。国税庁のHP等を参照してください。

参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7421.htm> (国税庁HP)

※源泉徴収票の記入方法については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

参考：<https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/location/gumma.htm>

(国税庁HP:群馬県内の税務署一覧)

---

群馬県社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当